

## 飛驒市前払金の事務取扱要綱の一部を改正する訓令

飛驒市前払金の事務取扱要綱（平成16年飛驒市訓令第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「年8.25パーセントの割合で」を「契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率を乗じて」に改める。

別表中

「

（設計又は調査）

1件の請負金額が1,000万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

」

を

「

（設計又は調査）

1件の請負金額が200万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

」

に、「1,000万円以上の測量」を「200万円以上の測量」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行し、改正後の飛驒市前払金の事務取扱要綱の規定は、同日以降に入札公告又は入札執行を通知する案件から適用する。

## ○飛騨市前払金の事務取扱要綱

平成16年2月1日

訓令第41号

改正 平成19年8月30日訓令第22号

平成20年10月9日訓令第20号

### (目的)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条に規定する公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条に規定する公共工事(以下「工事」という。)をいう。)の前払金の事務取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

### (前払金の支払基準等)

第2条 前払金ができる経費の範囲及び前払金の割合は、別表に定めるとおりとする。ただし、歳計現金その他の状況によっては、その割合を変更することができる。

2 前払金の支払額は、別表に定める経費の区分に応じ、当該経費に係る請負金額に同表に定める割合(以下「別表割合」という。)を乗じて得た額以内とする。ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の額を支払額とする。

### (前払金の請求等)

第3条 前払金を請求しようとする者に対しては、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と工事期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金の保証に関する契約(以下「前払金の保証契約」という。(工事内容の変更に伴い、請負金額を増額した場合を含む。))を締結させ、前払金請求書に当該保証証書を添えて請求させなければならない。

### (工事内容の変更等)

第4条 工事内容の変更その他の理由により請負金額を変更したときは、直ちにその旨を保証事業会社に通知させ、前払金の保証金額を変更させ、変更に係る保証証書を提出させなければならない。ただし、当該工事の変更が軽易なものでその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 工期を変更したときは、発注者は遅滞なくその旨を保証事業会社へ通知するものとする。

(前払金の返還等)

第5条 前払金をした後において工事内容の変更その他の理由により請負金額を減額した場合において、前払金額が減額後の請負金額に別表割合を乗じて得た額を超えるときは、その超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額が前払金との割合において相当の額に達し、これを返還させることが、前払金の使用状況からみて著しく不相当と認められるときは、契約の相手方と協議して別に返還額を定めるものとする。

2 前項に規定する前払金の返還の時期は、請負金額を減額した日から20日以内とする。ただし、当該期間内に部分払をするときは、その支払額のうちから前項に規定する超過額を控除するものとする。

3 前払金を受けたものが、別表に定める経費の範囲以外の経費に前払金を使用した場合は、当該違反のあった日から20日以内に前払金の返還を請求することができる。

4 契約を解除した場合において、当該契約に履行部分があるときは、履行部分に対する請負金額と前払金を差引精算し、前払金の残額があるときは契約解除の通知をした日から20日以内にその残額を返還させなければならない。

5 前3項に規定する期間内に前払金が返還されないときは、未返還額につき当該期間を経過した日の翌日から返還の日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率を乗じて計算した遅延利息を徴さなければならない。

(前払金の追払)

第6条 工事内容の変更その他の理由により請負金額を増額した場合において、増額後の請負金額に対する支払済みの前払金額の割合が、別表割合から10分の1を減じて得た割合に満たないときは、当該増額後の請負金額に別表割合を乗じて得た額から、支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の額について前払金払をすることができる。

(債務負担行為に基づく契約に係る前払金の取扱い)

第7条 債務負担行為に基づく契約の前払金については、前各条及び別表の規定中

「請負金額」とあるのは、「各会計年度における請負金額の支払の限度額(以下「支払限度」という。)」と読み替えてこれらの規定を準用するものとする。ただし、年度末について契約を締結する場合における契約年度の前払金については、その年度の予算額の範囲内で支払ができる場合に限り、前各条及び別表の規定中の「請負金額」とあるのは、「契約年度及び翌年度の支払限度額」と読み替えてこれらの規定を準用することができる。

2 債務負担行為に基づく契約において前金払をする場合に当該契約に付する特約条項は、原則として別紙のとおりとする。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年2月1日から施行する。

附 則(平成19年8月30日訓令第22号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年10月9日訓令第20号)

この訓令は、平成20年10月9日から施行する。

別表(第2条、第5条、第7条関係)

経費の範囲	前払金の割合
(工事) 1件の請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費	請負金額の10分の4以内。ただし、前金払をした後において請負金額を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において減額後の請負金額の10分の5以内
(設計又は調査) <u>1件の請負金額が200万円以上の土木建築に</u>	請負金額の10分の3以内。ただし、前金払をした後において請負

<p>関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費</p>	<p>金額を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において減額後の請負金額の10分の4以内</p>
<p>(測量) 1件の請負金額が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費</p>	<p>同上</p>
<p>(機械類の製造) 請負金額が3,000万円以上で納入までに3箇月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工事用機械類」という。)の製造に必要な経費(請負金額が3,000万円未満であっても、納入までに3箇月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。)</p>	<p>同上</p>

別紙(第7条関係)

(債務負担行為に基づく契約の特則)

第 条 この契約において、各会計年度における請負代金額の支払限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 甲は、予算の都合による等必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

第 条 この契約の前払金については、第30条第1項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、第30条第1項、第4項、第5項、第31条第2項中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第 条 この契約の部分払については、第33条第1項表中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の支払限度額」と、「出来形部分等の全体に対する割合」とあるのは、「出来形部分等から前会計年度までの支払済額を控除した額の当該会計年度の支払限度額に対する割合」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 部分払金の額は、第33条第3項に規定する算式にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ (第1項の請負代金相当額-前会計年度までの支払額)×

$$\left( \frac{9}{10} - \frac{\text{当該会計年度の前払金額}}{\text{当該会計年度の支払限度額}} \right)$$

ただし、当該会計年度の最終部分払にあつては、上記算式中「 $\frac{9}{10}$ 」とあるのは、

「 $\frac{10}{10}$ 」と読み替えて、この規定を準用する。

備 考

この特約条項は、別に定める工事請負契約約款に係るものである。